

平成23年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

平成23年12月5日開会

平成23年12月20日閉会

平成二十三年第四回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

平成23年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成23年12月 5日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	9
○日程第4 議案第1号から議案第14号まで	9
(提案理由の説明)	
市 長	9
散 会 (午前10時43分)	
陳情文書表	13
----- . . . -----	
第 2 日 (平成23年12月 6日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成23年12月 7日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成23年12月 8日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成23年12月 9日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成23年12月10日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成23年12月11日 日曜日)	休会

----- . . . -----	
第 8 日 (平成 23 年 12 月 12 日 月曜日)	
議事日程	1 5
本日の会議に付した事件	1 5
出席議員	1 5
欠席議員	1 5
事務局職員出席者	1 5
出席要求による出席者	1 5
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	1 7
1 浅木 敏議員	1 7
教育長	1 9
浅木 敏議員	2 3
教育長	2 5
教育次長兼学校教育課長	2 7
浅木 敏議員	2 7
教育長	2 8
浅木 敏議員	2 9
教育長	2 9
浅木 敏議員	2 9
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 14 号まで	3 0
質疑	3 0
1 松浦英夫議員	3 0
環境課長	3 1
総務課長	3 2
福祉事務所長	3 2
教育次長兼学校教育課長	3 3
建設課長	3 4
総務課長	3 4
松浦英夫議員	3 4
環境課長	3 5
総務課長	3 5
松浦英夫議員	3 5
教育次長兼学校教育課長	3 5
松浦英夫議員	3 5
2 岡崎利久議員	3 6
総務課長	3 6

建設課長	3 6
岡崎利久議員	3 6
3 今城誠司議員	3 7
企画課長	3 7
産業振興課長	3 7
今城誠司議員	3 8
企画課長	3 8
産業振興課長	3 8
今城誠司議員	3 8
○日程第 3 議案第 1 5 号	3 9
(提案理由の説明)	
市長	3 9
質疑	3 9
1 寺田公一議員	3 9
総務課長	4 0
寺田公一議員	4 0
総務課長	4 0
寺田公一議員	4 1
総務課長	4 1
寺田公一議員	4 1
総務課長	4 1
寺田公一議員	4 2
総務課長	4 2
寺田公一議員	4 2
委員会付託 (議案第 1 号から議案第 1 5 号まで)	4 2
散 会 (午後 1 時 5 4 分)	
議案付託表	4 3
----- . . ----- . . -----	
第 9 日 (平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日 火曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 0 日 (平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 1 日 (平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 2 日 (平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 3 日 (平成 2 3 年 1 2 月 1 7 日 土曜日)	休会

----- . . . -----	
第14日（平成23年12月18日 日曜日）	休会
----- . . . -----	
第15日（平成23年12月19日 月曜日）	休会
----- . . . -----	
第16日（平成23年12月20日 火曜日）	
議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
事務局職員出席者	45
出席要求による出席者	45
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第15号まで	47
（議案第1号から議案第15号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	47
総務文教常任委員長	47
産業厚生常任委員長	48
質疑・討論・表決	48
○日程第2 陳情第1号外3件	49
（陳情第1号及び陳情第5号並びに陳情第6号）	
委員長報告	
産業建設常任委員長	49
質疑・討論・表決	49
（陳情第4号）	
継続審査	50
○日程第3 委員会調査について	50
継続調査	50
（閉会あいさつ）	
市長	50
閉 会（午前10時20分）	
委員会審査報告書	53
陳情審査報告書	56
閉会中の継続審査申出書	57
閉会中の継続調査申出書	58
----- . . . -----	

付 録

一般質問通告表	付－ 1
議決結果一覧表	付－ 2
議 案	付－ 2
陳 情	付－ 4

平成23年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成23年12月5日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第14号まで

議案第 1号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 6号 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第10号 指定管理者の指定について

議案第11号 指定管理者の指定について

議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第13号 財産の取得について

議案第14号 財産の取得について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第14号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君

2番 山上庄一君

3番	山戸	寛	君	4番	今城	誠	司	君
5番	岡崎	利久	君	6番	野々下	昌	文	君
7番	松浦	英夫	君	8番	浅木		敏	君
9番	中平	富宏	君	10番	浦尻	和	伸	君
11番	寺田	公一	君	12番	宮本	有	二	君
13番	濱田	陸紀	君	14番	西郷	典	生	君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本	昌彦	君
次長兼調査係長	朝比奈	淳司	君
議事係長	田村	泰生	君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西	清二	君
副市長	岡本	公文	君
企画課長	山下	哲郎	君
総務課長	弘瀬	徳宏	君
市民課長	野口	節子	君
税務課長	沢田	清隆	君
会計管理者兼 会計課長	小島	秀夫	君
保健介護課長	村中	純	君
環境課長	松岡	博之	君
人権推進課長	岩田	明仁	君
産業振興課長	三本	義男	君
商工観光課長	河原	敏郎	君
建設課長	岡崎	匡介	君
福祉事務所長	滝本	節	君
水道課長	岩本	克記	君
教育委員長	松田	典夫	君
教育長	岡松	泰	君
教育次長兼 学校教育課長	出口	君男	君

生涯学習課長	
兼 宿毛文教	金 増 信 幸 君
センター所長	
学 校 給 食	乾 均 君
センター所長	
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選 挙 管 理 委 員	
会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成23年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において浦尻和伸君及び寺田公一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から12月20日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

本日まで、陳情3件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告期限を、12月6日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成23年第3回定例会において「予算決算常任委員会」に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（寺田公一君） 予算決算常任委員長。予算決算常任委員会の審査の結果について、御報告をいたします。

平成23年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました平成22年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第103条の規定に基づき、御報告をいたします。

審査方針としましては、平成22年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された各会計決算及び基金運用状況、審査意見書を参考にしながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか、財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか、しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をし、これからの予算審議に活用するためといたしました。

なお、今回の決算審査は、初めての常任委員会による審査であり、議員全員が審査に当たる

ことになりましたので、分科会による分割審査を行いました。各委員におかれましては、9月22日より11月2日までの8回にわたり、長期間、熱心な審議と貴重な御提言をいただき、まことにありがとうございました。

また、審査に当たり、資料の提供を初め、御協力をいただきました執行部の皆様には、改めてこの場をおかりしてお礼を申し上げます。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成22年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、委員会審査の中で指摘いたしました事項の中で、主なものについて御報告をいたします。

まず、財政の状況について申し上げます。

普通会計における実質収支は、2億257万2,000円の黒字決算になっておりますが、依然として厳しい財政状況は継続していると考えられます。

自治体財政再建法に基づき、平成19年度決算から公表が義務づけられました財政診断4指標によると、本市の財政状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であり、実質公債費比率は19.5%、将来負担比率は166.3%と、ともに健全団体の数値内になっておりますが、実質公債費比率は、地方債を発行する場合に県の許可が必要となる基準である18%を超えており、依然として高い数値で推移をしています。

また、経常収支比率については、86.5%と、健全化ラインといわれる75%を上回っているものの、昨年より4%の改善が見られます。

本市の経済状況は、少子高齢化の進行や、雇用環境の厳しさを背景として、人口流出などにより、年々、その規模を縮小しつつあり、雇用

の受け皿と所得の向上のために、新たな成長分野の開拓は喫緊の課題であります。

今後は、一次産業の振興や企業誘致に、これまで以上に全力で取り組むとともに、美しい自然やおいしい食材などの地域資源を最大限に活用した観光産業の振興に取り組むことを期待します。

3月11日の東日本大震災からの復興は、我が国にとって最重要課題であり、そのための財政確保が、本市財政にも影響を及ぼすことは想像に難くない状況にあります。

税収の増加が期待できない中で、今後とも非常に厳しい財政運営が続くことが予想されますが、無駄な支出の排除や、外部委託の適切な実施など、さらなる行財政改革を推進するとともに、未収金の回収や普通財産の有効活用など、一層の財政健全化に努められたい。

続いて、収入未済の状況について申し上げます。

平成22年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で、過年度を含めて7億1,882万6,000円の収入未済金が生じています。

市税、国保税については、差し押さえの強化や、夜間訪問徴収、特別徴収義務者の指定、幡多広域租税債権管理機構への回収困難案件の税金徴収の移管など、徴収率向上に向けた取り組みの効果もあり、徴収率の向上や収入未済額の減少など、一定の効果が見られますが、依然として、県内でも下位レベルの徴収率で推移をしています。

また、厳しい経済状況を反映して、生活保護費返納金、公営住宅使用料、奨学資金貸付金などで、未収未済金が増加しています。収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題であります。

昨今の不況により、経済的な苦境には配慮する必要がありますが、今後も滞納者に対する適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消を図るとともに、財政確保に努め、効果的な行財政運営に、さらなる財政の健全化を求めます。

一般会計について申し上げます。

一般会計歳入決算額は、121億648万9,000円で、昨年度に引き続き、地域活性化臨時交付金や、地方交付税の増加等により、前年度より4億2,187万4,000円の増額となっています。

歳出決算額についても、117億9,710万9,000円と、地域情報化基盤整備事業などの建設事業費や、子ども手当扶助費などの民生費の増加等により、昨年度より3億7,086万7,000円の増額となっております。

翌年度繰越財源を差し引いた実質収支額は、2億349万4,000円の黒字ではありますが、今後とも学校再編計画に伴う校舎の改築や、各種公共施設の耐震化など、大変厳しい状況が続くものと想定され、より一層、財政健全化への取り組みに努められたい。

また、予算の編成に当たっては、しっかりとした見込みのもとで、過大な不用額が生じることのないよう、努められたい。

なお、特記すべき事項は次のとおりであります。

1項目めとして、小中学校を初めとする各種公共施設の耐震化について。

本年度決算においても小筑紫小学校体育館改築工事費や、大島小学校校舎耐震補強工事費が計上されておりますが、本年3月11日に起こった東日本大震災の被害を踏まえて、近い将来、必ず起こることといわれている南海地震に向けた対策を、早急にとるべきであります。将来あ

る子供たちや、市民の命を守る対策は、厳しい財政状況の中とはいえ、最優先で取り組むべき課題であり、小中学校、保育園、市役所庁舎を初め、各種公共施設の耐震化を計画的に進めていくよう、努められたい。

観光行政の戦略的な推進について。

本市における観光産業は、近隣市町村と比較して、決して盛んとはいえません実情であります。県内唯一の離島である沖の島や、ブルーツーリズムで実績を上げている栄喜地区、またキビナゴやブンタンを初めとする食材など、多くの魅力的な観光資源を有しています。

本市においても、咸陽島公園の整備や、84マリンターミナルの建設など、積極的な施策を打ち出していますが、戦略性に乏しく、それぞれの施策が相互に連携して相乗効果を上げているとは言いがたい状況にあります。

今後は、宿毛市観光協会や沖の島観光協会等外部組織とも連携しつつ、個別の観光資源を戦略的にコーディネートし、地域ブランドの向上を図ることにより、本市の観光振興に努められたい。

3点目として、普通財産の有効活用と公会計システムの早期導入について。

普通財産の有効活用については、昨年度の決算審査においても指摘したところでありますが、引き続き、市の保有する財産の売却や、貸し付けを積極的に進め、本市財政に少しでも寄与するよう努められたい。

また、本市財政の資産と負債の状況を的確に評価し、今後の財政運営に寄与するよう、公会計システムの早期導入に努められたい。

特別会計について、申し上げます。

国民健康保険事業特別会計について、申し上げます。

国民健康保険税収入額は5億7,819万3,000円で、前年度より3,769万9,000

0円の減額、収納率は69.43%で、0.16%低下している。

昼間、夜間の訪問徴収や、幡多広域租税管理機構への移管による徴収強化に取り組んでおりますが、長引く景気低迷により、徴税環境が厳しさを増す中、収納率の向上につながっておりません。

本会計は、基金からの繰入金によって、収支均衡決算となっておりますが、23年度決算時には、基金残高が底をつくことも懸念されております。

今後は、国保税の税率引き上げも危惧される状況ではありますが、国民健康保険財政の健全化と負担の公平のため、収納率の向上に引き続き努力されたい。

なお、特定健康診査については、受診率向上のための各種取り組みにもかかわらず、受診率21.9%と、昨年度と比較しても1.5ポイント減少している。本市の目標である45%に少しでも近づけるよう、今後とも受診率のさらなる向上を図り、市民の健康維持、疾病予防対策に努められたい。

へき地診療事業特別会計について、申し上げます。

全国的に、地方における医師不足が大きな問題となっている中、本市においても、関係各位の御努力により、これまで医師の確保を達成できている。今後も、関係機関と協調しながら、情報収集に努め、医師の確保に万全を期するとともに、高齢化の進む地域住民の健康維持に最善の努力を求めます。

定期船事業特別会計について、申し上げます。

各種イベントの開催や、PR活動の推進など、利用促進に向けた努力は見られますが、事業収入は前年度比で223万5,000円の減収となっております。これは、地区人口が減少傾向にあることに加え、沖の島で施行していた簡易水

道工事などの公共事業が一段落したことなどによるものでありますが、これからも厳しい経営環境が続くことが想定されます。

今後も、各種メディアやイベントを活用したPRや、沖の島二世会などの地域住民との連携を通して、交流人口の増加を図るとともに、沖の島住民唯一の生活航路として、なお一層の安全運航に努められたい。

特別養護老人ホーム特別会計について、申し上げます。

本会計は、特別養護老人ホーム事業基金が底をついたことから、前年度決算より一般会計からの繰り入れにより、収支均衡決算となっております。

平成36年度までは、起債償還が続くため、長期にわたり、厳しい運営を余儀なくされるものと予想されますが、今後もショートステイ利用率の向上や、待機者への事前審査等による入居者交代時間の短縮などで、空室率の低減に向けた取り組みを進め、一層の収益向上に努められたい。

また、入居者に対するきめ細やかなサービスの提供を図るため、職員の資質向上に向けた研修の充実を図り、高齢者福祉の向上に寄与されたい。

老人保健特別会計について、申し上げます。

赤字決算となっておりますが、翌年度精算によって不足分が交付されることから、実質的には収支均衡決算であります。

なお、本会計は、後期高齢者医療制度への移管により、平成22年度限りで廃止されました。

学校給食事業特別会計について、申し上げます。

昨年度に引き続き、赤字決算となっており、収入未済額も325万5,000円と、前年度に比べて9万3,000円増加しています。要保護、準要保護対象児童生徒数も、昨年度31

4人から327人と増加しており、昨今の厳しい経済状況をうかがわせませんが、負担の公平性からも、滞納世帯の状況について、十分配慮した上で、収納に万全を期されたい。

また、食育の推進と地産地消に向けた取り組みを積極的に推進し、今後も安全、安心な給食の提供に努められたい。

下水道事業特別会計について、申し上げます。

公共下水道事業及び集落排水事業の収入未済額231万円は、前年度より5万3,000円減少しています。受益者負担金収入未済額は、1,964万6,000円で、前年度より176万円減少していますが、収納率は36.07%と低下しています。

受益者の公平の原則を損なわないためにも、収納率の向上により、一層の努力を図られたい。

公共下水道事業及び集落排水事業の加入率は、全体平均で55.81%と、前年度に比べて2.76%上昇していますが、目標値でもあり、良好な事業運営に必要とされる加入率70%とは、依然として大きな開きがあります。

環境衛生面から、公共下水道の必要性やくみ取り便所から水洗便所へ改造する場合、奨励金及び利子補給制度などについて、積極的な広報を行い、加入促進に努められたい。

国民宿舎運営事業特別会計について、申し上げます。

現在、国民宿舎「椰子」の管理は、指定管理者に委託しているため、本会計は、施設建築に係る起債償還と、一定規模の施設修繕が主たる役割となっております。

昨年度指摘をしたサンセットヒルの管理につきましては、23年度より契約から除外し、現在、市が直接管理をしておりますが、長年放置した施設は老朽化が激しく、このままでは利活用が難しい状態にあることを考えると、今後は解体も視野に入れた対応を検討されたい。

平成23年4月からの5カ年間は、引き続き、株式会社くりはらが本施設の指定管理者となっておりますが、地元産の新鮮な食材の使用による地産地消の推進や、顧客に対するきめ細やかなサービスの提供により、本市の中核的宿泊施設として、役割を十分に果たすことを期待したい。

幡多西部介護認定審査会特別会計について、申し上げます。

本審査会は、幡多3市町村の住基人口、高齢者人口により、それぞれ応分の負担で共同設置されています。今後も、適切な委員構成を確保しながら、中立公正な審査判定を行い、住民が適正な介護サービスを受けられるよう、努められたい。

介護保険事業特別会計について、申し上げます。

平成22年度の収入未済額は、1,217万1,000円と、前年度より159万8,000円減少し、不納欠損額も463万5,000円と、前年度より94万9,000円減少しております。

長引く景気低迷による厳しい生活実態にも配慮する必要はありますが、安定した制度の維持運営を図るため、また負担の公平性を損なうことがないように、収納に努めるとともに、過剰サービスや不正請求が行われないことがないように、事業所への指導等、万全を期されたい。また平成23年度は介護保険料の見直しが予定されていますが、現行の介護保険基準額4,980円は、高知県内でも最も高額となっており、保険料改定に当たっては、市内の実情を十分に留意した上で、慎重に算定されたい。

土地区画整理事業特別会計について、申し上げます。

厳しい経済情勢を反映してか、平成22年度の処分実績は1件、133.41平方メートル

のみであります。本市においても、地価の下落傾向が続いており、現行の土地単価では、今後の売却も困難が予想されます。

そのため、保留地の処分については、売却に限らず、賃貸も視野に入れた活用策の検討を求めたい。

後期高齢者医療特別会計について、申し上げます。

平成22年度の収入未済額は340万円と、前年度より83万1,000円の増加となっています。安定した制度の維持運営を図るため、また負担の公平性を損なうことがないように、収納に努められたい。

水道事業会計について、申し上げます。

収入未済額は1,803万5,000円となっており、前年度より98万5,000円減少しましたが、不納欠損額は40万7,000円と、前年度より増加しております。

水道料金の収納は、企業経営の基本であり、受益者の公平の原則を損なわないためにも、収納率の向上により一層の努力を図られたい。

有収率は、小筑紫地区の漏水の影響等があった前年度より、2.2%増の76.2%となっていますが、一昨年79.0%には回復していません。引き続き、老朽化した施設の改修を計画的に行い、漏水対策に万全を期されたい。

今後も、水道施設等の衛生管理を徹底させ、安全かつ安定した飲料水の供給を図るとともに、健全な事業運営の継続に努められたい。

以上、本委員会の審査で示されましたさまざまな指摘事項が、今後の市政運営や市民福祉の向上に反映することを切望して、委員長報告いたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって、「平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。

本日は、平成23年第4回の宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、ありがとうございます。

12月25日が任期の私にとりましては、最後の議会となりました。8年間、ひたすら宿毛市のため、市民のために誠心誠意、全力を投入してきました。

今議会でも、年度内には、ぜひ実施しなければならぬ事業予算等を提案させていただいて

おりますので、どうかよろしく御審議をお願いしたいと思います。

さて、ただいま、平成22年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を認定いただきまして、まことにありがとうございます。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程において、御指摘をいただいた点につきましては、さらに検討をして、今後の市政運営に反映していただきたいというふうに考えております。

それでは、議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

総額で5億5,838万7,000円を増額しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金が1億5,213万2,000円、県支出金が6,671万4,000円、繰入金が1億7,726万7,000円、市債が1億4,550万円でございます。

一方、歳出につきましては、職員の基礎年金の拠出金の公的負担金率の改定に伴う人件費の増額のほか、増額する主なものを申し上げますと、総務費では、蛍光灯安定器等のPCB廃棄物処理料として1,038万4,000円。幡多6カ市町村及び四万十町で行っています公共交通の活性化事業の経費といたしまして、地域公共交通活性化・再生事業負担金が443万6,000円、市内8カ所の津波避難道整備工事費として2,479万9,000円、新たな自主防災組織の資機材整備の補助としまして、宿毛市みんなで備える防災対策補助金が376万5,000円、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修委託料としまして420万円を計上しています。

民生費では、障害者サービス対象者等の増加に伴い、更生医療費扶助で933万2,000円。障害介護給付費等扶助で2,159万9,000円。私立の保育園の宿毛保育園及び大島

保育園への入園児童数が、当初見込みよりも多かったために、宿毛保育園に対して2,627万4,000円及び大島保育園に対しまして1,169万5,000円の運営委託料を、それぞれ計上しています。

これに伴い、国、県から両園への児童運営費負担金が増額となりまして、両園から本市への運営補助申請額が低く抑えられるため、運営補助金については、宿毛保育園で500万5,000円及び大島保育園で268万1,000円をそれぞれ減額しています。

また、平成24年4月から、沖の島地区において保育入所者が予定されていますことから、沖の島保育園移転改修工事費として965万1,000円を計上しています。

衛生費では、災害時に使用する救急医薬品の備蓄を、市内3病院で行ってもらうための医薬品購入費として30万円を計上しています。

農林水産業費では、大雨による少額被害に対応するため、農業用施設維持修繕工事費として2,000万円、林道維持修繕工事費として1,000万円を計上しています。

また、木材加工の高性能機械の導入費としまして、宿毛市木材加工流通施設整備事業費補助金を845万円、すくも湾漁協が行う冷凍冷蔵施設の実施設費といたしまして、種子島周辺漁業対策事業費補助金として405万円を計上しています。

土木費では、大雨による少額被害に対応するため、市道維持補修工事費として1,050万円、河川等環境整備工事費として1,700万円を計上しています。

また、災害時の中心市街地の避難経路等の計画を作成するための調査費として、都市防災推進事業設計委託料を900万円計上しています。

教育費では、来年度、再開予定の沖の島小学校改修工事費として、340万円を計上してい

ます。

災害復旧費としまして、農業施設災害復旧費で2,169万円、林業施設災害復旧費で2,455万9,000円、土木施設災害復旧費として2億4,628万1,000円を計上しています。

続きまして、歳出を減額する主なものですが、高知県議会議員選挙費、宿毛市議会議員選挙費、宿毛市農業委員会委員選挙費の3選挙の金額の確定に伴い、総額で1,132万5,000円を減額しています。

次に、債務負担行為につきましては、来年度支出予定の宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金、宿毛市業務システム使用料、宿毛市小筑紫町・平田町・山奈町地域一般廃棄物収集運搬業務委託料、小筑紫スクールバス通学輸送委託料、橋上スクールバス通学輸送委託料の5事項につきまして、契約などを平成23年度中に実施する必要がありますので、債務負担行為補正を計上しています。

続きまして、議案第2号から議案第8号までは、平成23年度の各特別会計の補正予算でございます。

総額で6,363万8,000円の増額をしようとするものでございます。

議案第9号は、平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で192万4,000円、資本的支出で3万8,000円の増額となっています。この内容につきましては、大部分が、先ほど、一般会計補正予算でも申し上げましたとおり、職員の基礎年金の拠出金の法的負担金率の改定に伴う人件費の増額に伴うものとなっています。

その他で増額する主なものにつきましては、議案第7号「下水道事業特別会計補正予算」の高石大橋流出に伴う二ノ宮農業集落排水事業災害復旧工事として400万円。

議案第8号「介護保険事業特別会計補正予算」の保険給付費として3,350万円及び負担金等の返還金として1,498万3,000円となっています。

議案第10号及び議案第11号は、指定管理者の指定についてでございます。

議案第10号は、平成24年4月1日から、平成27年3月31日まで、すくもサニーサイドパークの指定管理者として、社団法人宿毛市観光協会を指定しようとするものでございます。

また、議案第11号は、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、宿毛市中央デイケアセンターの指定管理者として、社会福祉法人宿毛福祉会を指定しようとするものでございます。

議案第12号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございます。

内容につきましては、平成23年第3回宿毛市議会定例会において、予算議決をいただいています鶴来島辺地の渡船施設、これは定期船の待合所でございますが、これの整備につきまして、高知県との協議が整いましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

議案第13号及び議案第14号は、財産の取得についてでございます。

宿毛市土地開発公社保有土地購入事業として、議案第13号で、宿毛市新港674-25の土地、1万7,710平方メートルを、4,421万6,895円。また、議案第14号で、宿毛市大島字轟317ほか30筆の地積、9,547平方メートルを、1億1,116万8,065円での土地購入について、宿毛市土地開発公社理事長との間で仮契約が締結できましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

以上が、提案申しあげました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月6日から12月9日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、12月6日から12月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月6日から12月11日までの6日間休会し、12月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時43分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 3 年第 4 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 4 号	平成 23.11.24	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について	団 体	産 業 厚 生
第 5 号	23.11.28	西町五丁目の避難所の垣根撤去について	団 体	産 業 厚 生
第 6 号	23.11.28	西町五丁目の避難所における避難施設の建設について	団 体	産 業 厚 生

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 2 3 年 1 2 月 5 日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

平成23年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成23年12月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第14号まで

第3 議案第15号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第14号まで

日程第3 議案第15号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 山下哲郎君
総務課長 弘瀬徳宏君

市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	乾均君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） おはようございます。8番議員の浅木でございます。ただいまから一般質問を行います。

今年の4月以降、多くの議員が一般質問に立っておられましたが、先の市長選の結果、中西市長はこの議会をもって退任されることになったためか、この議会での質問は私ひとりとなっていました。

私も、市長に対する質問は通告しておりませんが、中西市長には、2期8年間、宿毛市政の最高責任者としてお骨折りいただき、本当にお疲れさまでした。

就任直後に、宿毛フェリーの倒産、そして翌年春にはくろしお鉄道、宿毛駅における列車衝突事故の発生など、多難な事件が続きましたが、持ち前の積極的な行動力で、それぞれ対処していただきました。

また、議会論戦では私とは意見の違いも多々あり、激論もしましたが、私たちが求めている義務教育中の子供の医療費無料化や、妊婦健診の公費負担ほか、子育て支援施策について、県下自治体に先駆けて実現していただきました。

今、不況が進行し、生活が困難になる中で、国民の多くがその打開策を求めています。国政では、2年前に政権交代が起こり、この春の県議選の当地域の選挙区では、新人候補が爆発的な得票を得ました。

また、このところの幡多地域の首長選挙は、連続して新旧交代となっています。暮らしのあらゆる困難の解決を、有権者が政治変革に求め

ているものと思われ、政治に携わる私もその一人として、重く受けとめているところでございます。

市長には、激務から離れ、十分、休養をとられてから、これまでの豊富な経験を生かし、これからも宿毛市政の発展のために御助力いただければ幸いです。

それでは、これより質問通告に沿って、教育長に、教育行政について質問させていただきます。

1番目に、学校再編についてであります。

学校再編については、ほとんどの場合、行政の都合で統合を推し進める場合が多く、子供にとっては、遠距離通学を余儀なくされ、保護者にとっても早朝からの登校準備、ことによっては教育関係費の増加など、多くの問題があります。

また、地域にとっては、勉強の拠点が失われ、地域コミュニティーが損なわれるなど、問題点が多くあります。こうしたことから、日本共産党は学校の再編統合について、それが行政からの押しつけである場合には反対するものであります。

宿毛市においても、学校の再編統合が計画され、既に小筑紫地区の小学校は統合されました。

さらに先日、宿毛小中学校の再編統合について、教育委員会として確定した学校建築案が明らかにされました。このことは、市民の間で大きな関心事となっております。

次期議会では、多くの議員からの質問もあろうかとは思いますが、この議会では、次の点についてお尋ねします。

1、子供の命を守ることを最優先して、教育環境を整えることにしたか、この部分であります。

3. 11大震災以降、各自治体とも、公共施設を津波の来るところへは建てないよう、努力

しています。まして子供が集まる学校は、津波の来るところへ新築すべきではないというのが常識論であります。

現在、教育委員会が小学校を建設をしようと計画している宿毛小学校のグラウンドは、南海地震発生時の津波予想高が約3メートルと聞きます。教育委員会が実施した保護者への説明会でも、「津波で浸水するとわかっているところへ小学校を建てるのは違和感がある。高台への移転は考えていないか」と質問があったと聞きますが、当然のことでしょう。

毎日、子供を送り出す親は、夕方、子供が「ただいま」と元気に帰宅することに喜びがあります。この日々の繰り返しの連続の後に、卒業の日を迎えるものであります。

我が子の安全を考えない親は、一人もいないと思います。

3. 11大震災を受けて、今後の地震や津波の最大規模の見直しが行われるようでありますが、現在の津波高よりも高い浸水高となるものと思われま。こうした大津波の来るところへ学校を建てた場合、子供の命を守る避難対策はどのようにするのか、御説明願いたい。

なお、宿毛中学校の建設については、津波被害のおそれが少ない、高台の松田川小学校跡へ建設するようであります。

私も、3人の子供を、現在の宿毛中学校へ通学させましたが、現在地は、中学校の敷地としては非常に狭く、プールもテニスコートも敷地外の離れた場所へ設置を余儀なくされ、また、必修となった武道のうち、柔道場もこの敷地に建てることができず、市街地の武道館へ通っているのが実態であります。

学校施設が校外にばらばらの状態では、教育上も幾多の困難を発生させます。

同一敷地内で、中学生が伸び伸びと体育授業やクラブ活動ができることが望ましいと思いま

す。

街中心部で津波による浸水のおそれがなく、中学生の修学に必要な施設のすべてが、同一敷地内へ建設できる用地を確保することができれば理想的であります。

教育委員会として、市内中心部にそうした用地を確保するための検討をしたのかどうかについて、お尋ねします。

2番目に、学校建設場所決定のプロセスについて、説明を求めます。

宿毛小学校と中学校の建設位置については、市民の重大な関心事であり、多くの議論が交わされてきました。

私は、この幾多の意見を、民主的にもまとめる方法として、学校建設委員会の設置を求めてきたものであります。教育委員会としては、子供の安全対策、教育環境、教育効果等から見て、最も適切な場所に設定したと判断しているのでしょうか。それならば、教育委員会が策定した学校建設位置について、市民の意見や要望はどのようにして集約し、決定したのか、その過程について、だれもが納得できるよう、詳しく御説明願いたい。

3番目に、通学路の安全確保をどう進めるかについてであります。

これまでの議会質問の中で、議員から、和田地区の通学路の危険性を指摘する議論があったと記憶しています。

また、先般出された宿毛中学校の建設場所を、「松田川小学校跡に建設することが望ましい」とする、宿毛市教育審議会の答申の中にも、「登下校の安全確保ができるという条件を付して」となっています。

教育委員会として、和田地区の通学路の現状をどう認識しているのか。もし、教育委員会として、危険性を認識しているとしたら、中学校の建設位置のいかにかわらず、安全を確保

する対策が必要ではないか。現在も、和田地区の子供は、宿毛中学校へ通学しているので、対策を急ぐべきであることを指摘し、教育長の考えをお聞きしたい。

次に、教育環境の改善についてであります。

まず、教職員の健康保持についてお尋ねします。

その1番目として、教職員の病気による休職の増加対策についてであります。

今、各方面から、学校教育の充実が求められています。その学校教育を進める教職員の間、健康被害が広がっていることが、社会的に問題になっています。

全国的傾向として、教職員の病気休暇は年々増加し、現在は、年間8,000人を大きく超えてしまいました。

その中でも、精神疾患による休職者数は、17年連続してふえ続け、2009年度には5,458人となり、病気休職者数の6割を超えるまでになっています。高知県でも2008年度現在、81人が病気休職となり、そのうち、41人がうつ病など、心の病となっています。

学校や子供たちを明るく導いていくとき、教職員自身がこうした不健康に陥っている現状をどのように考えているか、お聞きします。

2番目に、このような状況は、異常な多忙化、長時間労働が原因といわれていますが、宿毛市でも教職員の勤務の状況、特に超過勤務の現状を調査する考えはないか、お尋ねします。

3番目に、宿毛市立小中学校職員の在校時間をどのようにして把握しているか。

4番目に、教職員の健康を保持するための文部科学省の4つの通知を、どう実施しているか。

5番目に、学校の不要不急の事務仕事等を減らし、教職員をふやす考えはないか。

まず、1番目に、スクールカウンセラーの設置、こういうのが必要であります。

2番目に、授業支援人材の配置。

3番目に、部活動の指導者等の配置。

4番目に、事務職員の定数増。

5番目に、教員の定数増。

6番目に、用務職員の配置。

こういうことをすることによって、教職員の負担を軽減することができるのではないかと思います。

最後に、6番、少人数学級にする。これは今年の4月25日は、35人学級が法律上認められるということになったわけですが、こういうふうになん少人数学級にしていく、こういうことについての取り組みはどうなっているのか、お聞きします。

2番目として、学校への冷房設備の設置についてであります。

宿毛市立小中学校の冷房設備設置状況と今後の対策をどう進めるかについて、お尋ねします。

私は、昨年の9月の議会で、学校における熱中症対策として、夏休み中にも使用する職員室、保健室、校長室等への冷房設備を求めましたが、この工事の現状と、今後の見通しについて御説明を願いたい。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 皆さん、おはようございます。教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、宿毛小学校の建設場所についての御質問でありますけれども、宿毛小学校の建設につきましては、どこの学校においてもそうありますけれども、何よりも子供たちの安全安心を確保するということが当然のことです。

そして、よりよい教育環境、望ましい教育環境を提供することです。また、保護者や地域の皆さんの理解と御協力のもとで、子供たちを地域で守り、育てるという視点を基本に、

可能な限り、早期に建設をしてまいりたいと考えております。

この基本的な方針に基づきまして、さらに保護者や地域の皆さん、それから教育審議会の意見等を踏まえ、検討をした結果、教育委員会といたしまして、現在の宿毛小学校のグラウンドに校舎を建設をすることは、最も望ましいと判断したものでございます。

教育委員会の方針を決定をした後に、市長に報告をして、協議をしたところ、市長におきましても、子供たちにとってよりよい教育環境を整備をしていく上で、教育委員会の決定が望ましいという回答をいただきました。

その上で、去る12月5日の市議会議員協議会におきまして、市長より議会に対しまして、市長としての最終的に教育委員会の決定を是とした旨を、報告をさせていただきました。

御指摘のように、建設予定地は高知県が作成をいたしました南海地震発生時における津波浸水予測では、約3メートル程度の浸水が予測をされておりますけれども、南海地震発生時の子供たちの避難場所といたしましては、新しく建設をいたします宿毛小学校の校舎ではなくて、近くにありますいろいろな、今、小学校では訓練を実施しているところでありまして、忠霊塔を考えておりまして、学校現場において、繰り返し、今申しましたように、避難訓練を行っております。

教育委員会といたしましては、南海地震が発生いたしましても、倒壊をするおそれのない、新しい基準に基づいた校舎を、早く建設をいたし、津波が到着するまでに、指定した、学校が訓練をいたしました避難場所に避難することによって、子供たちの安全を確保したいと、こういうふうに考えております。

次に、宿毛小学校及び宿毛中学校の建設場所を決定したプロセスについて、お答えをいたし

ます。

平成22年の6月議会に対しまして、新しい宿毛市の小中学校再編計画をお示しをいたしました。

翌7月から市内すべての小中学校の保護者の皆様及び関係地域の住民の皆様に説明を行ってまいりました。

宿毛小学校と松田川小学校の統合につきましては、一定の理解をいただきましたけれども、宿毛中学校と橋上中学校の統合につきましては、橋上中学校の保護者や地域の皆様から、新しい宿毛中学校の校舎が完成をした段階で、統合について協議を行いたいとの申し出がありまして、最終的な合意には至っておりません。

こうした中で、宿毛小学校及び宿毛中学校の建設の場所につきましては、保護者の皆様や関係地域の皆様から、さまざまな御意見や御要望をいただきました。教育委員会といたしましては、できるだけ多くの皆様の御意見をお聞きをするために、本年度になりましても、保護者の皆様や地区長連合会の皆様との協議の場を設けまして、具体的な図面等もお示しをする中で、十分協議をいたしました。

その上で、教育審議会を開催をいたしまして、教育委員会の考え方はもとより、保護者や地区長の皆様の御意見も報告をする中で、御審議をいただきまして、答申をいただきました。

答申の内容につきましては、議員の皆様にも配付をいたしておるところでございます。

それから、意見や答申等を踏まえる中で、去る11月29日の教育委員会定例会におきまして、建設場所を決定したものでございます。したがって、教育委員会といたしましては、幅広い方々からの御意見を反映したものであると考えております。

それから、議員、先ほど御指摘がありましたように、場所を設定をする場合に、高台の視点

はなかったかという御質問でありますけれども、教育委員会といたしましても、いろいろな方向から、高台について、でき得れば、小学校も中学校も高台で、避難することなしに、津波からのおそれがないような、安全な場所がないか考えてみました。

中学校、小学校の裏山のあたりであるとか、こんぴらさんの裏にある山を切るだとか、それから具体的な話をしますと、西南葬祭の後ろ、錦のあたりぐらいの山を切る中でどうかと、いろいろな意見もちょうだいをいたしまして、教育委員会で話もいたしました。

しかし、宿毛小学校につきましては、何回もお話をしているところでありますけれども、今のままで、なかなか、今すぐ起こるかもしれない南海地震に対応して、津波よりも、まず倒壊のおそれがあるのではないかと。まず、宿毛小学校については、できるだけ早期に建てなくてはならないのではないかと。それから、後ろの山のほうが確保できるのか。それから、西のほうの場所に建てるとすれば、新しい再編計画で、西のほうの学校と統合のお話もしていかななくてはならない。どれだけの時間がかかるかということも考慮した結果、それは困難ではないだろうかという結果になりました。

それから、続きまして、和田地区の中学校についての御質問をいただきました。

御指摘のように、議会の一般質問とか、地区長連合会の説明会の中でも、通学路についての不安を抱えている方の御意見もたくさんいただきました。また、教育審議会の答申の中でも、議員、先ほど御指摘がありましたように、登下校の安全確保について、指摘がなされております。教育委員会といたしましても、登下校の安全対策については、できる限りの対策を講じることは、大変大事なことでありと認識をいたしております。

今現在、和田地区の中角地区から、宿毛の中学校や宿毛の小学校に通学をしている児童生徒がおりますし、安全に通学されていると、万全ではありませんけれども、安全に通学されていると認識をしておりますので、通学のために、新たな道路をつくったり、新たな橋をかけたりするようなことは、考えておりません。

しかしながら、宿毛中学校が松田川小学校跡に移転をした場合におきましては、一時期に多数の、200前後になりましようか、生徒が集中をして、通学をすることが見込まれますので、交通量が増しまして、事故等を誘発する可能性も否定をできませんので、一部、通学路の幅と、可能な範囲で安全対策を行っていく必要があるのではないかと、そんなふうに考えております。

続きまして、教職員の病気休暇、病気休職について、教育委員会としてどのように認識をしているかという御質問でありますけれども、教職員の病気休暇や、病気休職につきましては、全国的な状況といたしまして、増加傾向にあるということは、教育委員会としても認識をしております。

中でも、議員御指摘のように、精神的な面での休暇や休職が多いことも、これも承知をいたしております。

精神疾患で長期に休暇、休職を取得する教職員が増加をしている要因につきましては、個々人によって、さまざまな事情があるものと考えております。御指摘のように、多忙化や生徒指導上の問題、人間関係、保護者との関係など、ストレスが大きくなっている教育現場も考えられると認識をしております。

教育委員会といたしましては、校長会等を通じまして、教職員が孤立をして、一人で問題解決に当たるのではなくて、組織として協力をして、問題解決に当たっていくように指導をして

おりますし、必要な人的支援についても、可能な限りに行っております。

本市の状況につきましては、体調を崩したり、学校現場で負傷により一時的に病気休暇を取得をせざるを得ない教職員も出てきております。

また、精神的な要因により、病気休暇及び病気休職を取得をしている職員もおります。一時的な病気休暇で、早期に復帰をされる方もおりますが、病気休職、特に精神的な要因によって病気休職の教職員につきましては、期間が長期化をしているケースもあります。今後も、精神疾患で長期の休職の防止に向けて取り組むとともに、病気休職の教員につきましては、学校とも連携を図りながら、一日も早く病状が回復をし、現場に復帰できるように支援をしてみたいというふうに考えております。

それから、次に学校現場における教職員の勤務の実態の把握についてでございますけれども、教職員の勤務の実態につきましては、学校現場において、管理職である校長、教頭が中心になりまして、各教職員の実態を把握をしております。

各学校においては、組織として望ましい学校運営が図られますように、またそれぞれの教職員が効果的に教育活動に従事できますように、年度当初におきまして、事務分担を行いまして、限られた教職員にだけに業務が集中することのないように、計画をされております。

これらの学校運営にかかわる業務の遂行に当たって、管理職が業務の進行状況を把握するとともに、それぞれの教職員の勤務実態についても、把握をするように努めております。

次に、教職員の出勤、体調の確認でありますけれども、先ほど申しましたように、管理職である校長、教頭によりまして、事務員も、帳簿のことでありますから、かかわってまいりますけれども、朝の出勤と、勤務が終了して帰宅す

る時間について、把握をしております。

メンタルヘルスの保持、労働時間の適正な把握、労働安全衛生体制の整備、勤務実態の点検などの実施につきましてはの御質問ですが、労働安全衛生にかかわる学校現場の徹底につきましては、管理職である校長、教頭により、会議や行事の見直しによる公務の効率化とか、それから教職員が気楽に相談をできる職場づくりであるとか、心の疲れた教職員の早期の発見、早期治療に努めるように、学校と連携をして、取り組みをいたしております。

また、労働時間の適正な把握につきましては、先ほどもお話をしましたように、管理職である校長、教頭により、始業、終業時間を確認しておりますが、それはあくまでも確認を行っているものでありまして、タイムカードによる記録をとっているものではありません。データベースに残しておくと、そういうものではございません。この方法でよいのか、タイムカードによる記録をとることのほうが望ましいのではないかと、学校現場とも話をしながら、検討をいたしていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、本市の学校現場におけます安全衛生の体制でありますけれども、衛生管理者と産業医につきましては、学校も含めて、宿毛市全体を一つの事業所ととらえて、宿毛市において、それぞれ1名が選任をされております。労働安全衛生の取り組みがなされております。

各学校において、必要な衛生推進者については、各学校長等が選任をされておまして、職場の安全衛生にかかわっていただいております。

教育委員会といたしましても、各学校の衛生推進者や管理職と協力をいたしまして、職場環境や労働条件などを確認をいたしまして、改善すべきところがあれば、改善をするように、常に配慮をしていかななくてはならないと、こういうふうに考えております。

労働時間や管理上の問題がある場合におきましては、その問題を解消できるように、学校現場と協力をして、取り組みを進めていきたいと考えております。

教職員の教育活動であるとか、教育活動準備などの時間が取れるように、それ以外のことについて、軽減の取り組みができないかという御質問でありますけれども、教育委員会におきましても、教職員の多忙化防止や、メンタルヘルスの対策といたしましても、県とも協力をしながら、支援員やスクールカウンセラーを配置をいたしております。

次に、国における学級編制基準の改正でありますけれども、議員からお話がありましたように、国におきましては、公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定員定数の基準に関する法律の一部の改正によりまして、小学校の1年生につきましては、40人編成から35人編成に改正がなされております。

もっとも、高知県におきましては、独自の取り組みといたしまして、市町村が必要であると希望をした場合につきましては、小学校1・2年生につきましては30人、それから小学校3・4年生につきましては35人、それから、中学校1年生につきましては、30人編成を可能といたしておりますので、本市におきましても、状況により、県の基準により、学級を編成をさせていただいております。

国によって、学級編制の人数の見直しがなされたことは、大変喜ばしいことでありまして、学校現場と意識を統一をいたしまして、適正規模の学級編制が可能となるように、他の市町村とも連携を図りながら、国や県に提言をしまいたいと考えております。

それから、最後に、学校での冷房施設の整備につきましては御質問でありますけれども、議員御指摘のように、学校現場において、夏場の

職務を行う場合におきましては、教職員の体調管理上、それから業務の効率化という面から、冷房設備の必要性につきましては、十分、認識をいたしております。

そのことから、市内小中学校におきまして、8月の夏季休業中も、教職員は職務を行う場所である校長室であるとか、職員室である、それから余り体調のすぐれない子供たちの受入先である保健室におきましては、冷房設備を設置をするをいたしまして、平成22年度から計画的に整備をしております。

本年度は、小学校や、校長室、それから職員室、保健室で9カ所。小学校で9カ所、それから中学校で8カ所、設置をいたしました。そして、改善を図っております。

本年度予算で適用できなかった学校につきましては、来年度予算で計上できますように、財政当局と協議をして、取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

まず、学校再編についてですが、1番目の部分については、津波避難対策。津波のくるところへ学校を建てるという、津波が3メートルくるところに学校を建てるということを、教育委員会で決めたわけですね。

今の教育長の答弁については、現在の学校の津波避難対策を説明されたように、私は聞いてとれたわけです。新しい学校を建てた場合の津波避難対策、地震津波の避難対策をどうするかという、そういう意味で質問しましたので、その面で、新しく建てた場合の津波対策という面で答えていただきたい。

それから、学校建設位置、私が指摘しましたような、広い土地が市内にあるのかということについては、検討はしてみたけど、そういう

ところは見出せなかったという答弁をいただきました。

もう一つ、2番目の学校建設場所決定のプロセス、これは非常に大事な問題です。

この間、協議会で報告いただいたのと同じような内容になってますので、私は、それぞれ、あれほど市内の皆さん、同一的に、意見を出されてきておったと。これを、こういう形で、教育委員会が一つの案にまとめたわけですね。

それぞれの意見を、どういうふうにして集約したのかということ、私は聞きたい。

ひょっとして、場合によって、多数意見が排除されたということはないのかと。

教育委員会はこれでやりたいということで、押しつけといたら語弊になりますけれども、そういうふうになったんじゃないのかと。

そうじゃなしに、十分、意見をくみ上げて、これをどういうシステムで集約したのか、こういうことについて。

例えば、アンケートみたいなものやったら、数字的にわかるわけですが、そういうこともやってないし、あちこちで意見を聞いてきた、最終的に審議会を経て、教育委員会決定したということで、まずその決まったプロセスが、僕らには見えないので、これに決定したという、こういう根拠で決定したというのについて、再度説明していただきたい。

それと、もう一つは、今、教育長も触れておりましたけど、津波の問題もあるけど、今の宿毛小学校はもう、よいよ老朽化して大変だと。早く安全なところ、津波より前に地震で倒れてしまうという心配が出てるということは、もう御承知のとおりですので、これを果てしもなく、次々、次々遅なってもいかんという話もされましたが、この教育委員会として、建設のめど、皆さんが心配しておる、早う建ててもらいたいという要望に対しては、どう答えるのか。

今回、答申は出してますから、今度また新しい市長との間で協議があるんじゃないかと思われませんが、それを経て、どういうふうにして、早く建てという要望にこたえていくのか、これについてお聞きしたい。

次の通学路の問題については、教育委員会も安全対策はせないかんといいますけど、今のお話は、私はおかしいんじゃないかと。

200人もが、和田の方へ行くようになったら、危ないけん何とかせないかんと。逆に、現状やったら、それほど対策は必要でないみたい、私には受けとれたわけです。

そうではなしに、今も和田の子供は、和田地域の子供は宿毛に来てると。

不安全なものはある、防犯灯とか、いろんな道の構造とか。不安全なものがあるんであれば、それは多数にならなくても、直していくべきじゃないかと。たとえ、一人が犠牲になったとしても、これは個人にとっては重大なこと。また、学校にとっても、地域にとっても重大なことでございますので、人数が少ないきに、安全対策はそのうちみたいな、そういう考え方では困ると。安全なものは安全ということで、必要ないということであればわかりますが、不安全なものであれば、早いうちに、設置場所のいかにかわらず、対策すべきであると。これを検討するという方向になるのかならんのか、はっきりしてもらいたい。

それから、教職員の病気休暇の、休職の増加対策ですが、これは認識というか、現状認識については、私と同じだったと思いますが、しかし、その把握の仕方が、今の教育長の話では、管理者が把握しているということですが、現実問題として、管理者が、職員が全部退庁するまで、毎日残っておるのか、各学校とも。

職員だけ残っているというケースもあるんじゃないかと、こう思うわけです。そうした場合、

管理職はこれを把握しておるといふことには、断言できないと思います。

こういった面で、一般的には、勤務時間中については、そうかもわからんですが、夜半等の仕事がある場合、どことも管理職がついて、最後まで何しているのか、そういうことについて、再度お聞きします。

それから、教職員の在校時間の把握について、これも管理職が行っているということですが、これは労働安全衛生法の一部を改正する法律等の施行についてということで、2006年4月3日付で18ス学健第1号ということで、学校現場においても、労働安全衛生法を徹底するという通知が来てます。これは、こういう附帯決議を、国会の中でなされて出されたわけです。

教職員もということになされたわけですが、その中に時間の管理について、先ほど、話しましたように、校長は毎日おるわけではない、校長も出張することもある。

そういったことから、勤務時間の、労働時間の適正な把握ということで、確認方法は使用者の現認、これは校長ができる場合、タイムカード、ICカードのいずれかによってしなさいとなっておりますので、使用者が現認できん状況が学校には発生しますので、こういったことの導入、また、こういったものを、労働時間の記録は3年間保持する、こういうふうになってます。これには、始業と終業時刻の記載がされていると、するということになっておるわけです。

それと、学校責任者は、労働時間管理上の問題点を把握し、その解消を図ると。

あと、先ほど説明いただきました労働安全体制ですね、これの整備、これをしなさいということになっているわけですね。

この部分について、教職員の学校における時間ですね、こういったものが、こういう記録されて3年間保持されているのか、こういったこと

について確認させていただきます。

以上について、今の教職員の健康問題については、終わります。

なお、少人数学級については、先ほど説明いただきましたので、そういう方向で、法的にも確定したということが、県では、先取りしてやっていきゆうということですので。

それから、最後に、冷房施設の問題ですわね。これについては、必要性を感じて、予算化していただいておりますので。

あと、まだついてないところ、ここについて、どこどこついてないのか明らかにしていただきたい。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

何件かありましたので、順不同になるかもしれませんが、抜けたところがありましたら、また御指摘をしてください。

まず、1点目の3メートル以下の浸水地域、地点にどうして建てるのかと、そんなことも考慮はしたのかというお問い合わせもありましたし、それから、その場合には、どうして避難対策を講じるかという御質問がありましたけれども、それは先ほど、お話、お答えいたしましたように、教育委員会といたしましては、今の現在の宿毛小学校のグラウンドに建てる、そのことにつきましては、小学校については、地域で守って育てるという視点を大事にしたと。

中学校については、広い教育環境、それから地域を発表の場であるだとかいう視点もありますので、小学校については、地域で守って育てるということで、街地区に残すのがいいのではないかと。それは、両方とも高台に残すという考えもありますけれども、そういう視点で、あそこに残すということにいたしました。

それで、避難方法につきましては、先ほど申しましたように、今、訓練をしている忠霊塔であるとか、松田川の上のほうに逃げるだとかいう、双方で対応してまいりますと、そういうふうにお答えをいたしました。

それから、いろいろな意見を集約して、教育委員会が一つの方向性を出すときに、どういふような意見を集約の仕方をしたのか。いろいろな、多くの、多数の意見を抑えて、教育委員会が自分たちの意見を通していったのではないかと、御質問でありましたけれども、そういうことは決してありません。

会議に参加した方は御存じだと思いますけれども、いろいろな意見を聞く中で、皆さんから質問があり、それからお答えをし、皆さんからの御意見もちょうだいして、多数決で、決は取りませんけれども、多い意見のほうに、我々はその意見を大事として、次にあげていったと。

地域の区長さんの会、それから保護者会、そういうところでも、そういう立場で対応してまいりました。

それから、教育審議会の中でも、その意見を教育審議会委員さんに補足をして、諮問をいたしました。それで答申をいただきました。

それから、できるだけ早く建てるように努力をするということであるけれども、どのようなめどを立ててやるのかということですが、これは、財政当局、市長部局と協議をしながら進めていかなければならないと思いますけれども、教育委員会といたしましては、先ほどお答えをいたしましたように、できるだけ早く、子供の安全が担保できるように、確保できるように努力してまいりますということでございます。

それから、もし、現在の松田川小学校に中学校が移転する場合には、そこが危険であるというものであれば、今も対応していかなければ

ならないのではないかという質問でありますけれども、今申しましたように、今の人数の中では、十分、子供が安全に通学、それから下校をできるということでもあります。

それはどういうことかといいますと、一人が歩く道の幅と、10人が歩く道の幅とは、おのずから危険度は違うと思うわけです。

それから、車が2台、1分間に2台通ると、20台通るとでは、随分と交通事故を起こす可能性というのは、おのずから違くと、そういうふうにご考慮をいたしまして、今の状況の中では、子供が安全に通学をできると、こういうふうにご判断をして、お話をしたわけでありまして、人数がふえた場合、短い時間帯の中で、多数の児童生徒が通学、下校する場合には、危険が伴うであろう。その交通量に比して、危険もふえるであろうと、こういう判断で、その場合については、道幅を広げるだとかいう対策がとられていかなければならないのではないかと、こういうふうにご考慮をいたしておいて、お答えを申し上げたところであります。

それから、管理者が把握、学校の先生がどれだけ学校にいておられるのか、勤務時間はどれだけかということは、先ほど申しましたように、データベースに、今、しておりませんので、タイムカードというものをつくっておりませんので、実際、校長先生が朝来たときに判を押すと。きょうは出勤しましたと。大体、学校であれば、8時10分ぐらいだと思いますけれども、各学校によって違いますけれども。退庁は4時45分、5時ぐらいと思って判をつくと、そういうことで認識をいたしておいて、できるだけ早く退庁してくださいというふうにごお願いをしております、そういう指導であります。

ですから、このことによって、長く学校へ先生方が勤めることによって、いろいろストレスがかかる。それも十分、考えることでもあります

ので、今後、学校の校長先生、事務員さんとも協力をしながら、データベースで残す必要がある。タイムカードをつくる必要があるということであれば、そういう対応もしていかななくてはならない、そういうふうを考えております。

それから、最後に、今現在、エアコンディショナーですけれども、空調設備についての、どこの辺が残っているかということについては、課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、8番議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛市立の小中学校で、空調設備が整備できてない施設についての御質問をいただきました。

平成23年度実施後、現在、整備ができてない箇所につきましては、松田川小学校及び橋上中学校の校長室、2カ所のみでございます。

この2カ所につきましては、先ほど教育長申し上げましたように、来年度に向けて、教育委員会としては整備してまいるように、予算要求等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 若干、再質問を確認をさせていただきます。

教育長、新しく建てようとする学校ですね、小学校の。これについては、私の聞くとところでは、街の皆さんが、避難場所としてというふうなお話も聞いたことあるわけです。

教育長の話では、どこか山のほうへ向けて、子供を、新しい学校ができてからも避難さすというふうに、引き続いてそうするというふうに聞き取れるわけですが、私は、それが最も望ましいとは思いますが、新しく建てる学校を

避難場所とするという面で、もしかしたら、これが倒壊の恐れのないもので、丈夫なものだったら、3階建てにするのか4階建てにするのか、それによって、その学校にとどまるというふうなことを考えてるんじゃないかと思うて、心配したわけですが、そうではないんだと。

あそこは、津波が来る場合、避難場所ということで、津波が来ても、ここの上あがとつたら大丈夫ということ指定するわけではないわけですね。

そのところ、もうちょっと確認させてもらいたい。

引き続いて新しい学校になっても、山の上へ逃げさすような対策をしていくのかどうか。

それから、学校建設場所のプロセスについては、多数意見を尊重したと。多数決はとらんかったけども、多数意見を尊重したということですが、これはどのようにして多数を把握したのか、見えてないので。もしそれが多数を尊重したということであれば、ある一定、多くの意見を大事にしたのかなという感じはありますが、それを客観的にどうなったのか、ちょっとわからないわけです。

また、これは教育委員会としても、実証できないと思いますので、これについては、再質問は求めません。

それから、通学路の安全については、やっぱり、教育長のお話、道幅だけによりこだわった答弁だったと思います。それ以外の面でも、安全対策について、議論されてるんじゃないかと思うんですね。道幅だけを、教育長は強調されておった。人数が多いきに、例えば自転車だったら、1台じゃなしに2台になるとかいうことだけで、そうじゃなしに、防犯灯の問題とか、いろいろそのほかにも、通学路の安全については課題があると思うんです。そういうものも含めて、議論されているんじゃないかと思うので、

そこらあたり、やはり把握して、もしそれが不安全だという、現在でも不安全だということであれば、設置時のいかにかわらず、対策すべきやと思いますので、これは検討していただきたいと思います。検討できるかどうかについて、お尋ねします。

教職員の健康保持、これについては、私がこだわりますのは、先生の健康そのものも大事ですが、子供の教育権、教育を受ける権利ですね。こういった面から、先生が健康状態をおかしくなって、精神疾患になってくると、そういう状況になってくること自体が、子供の授業、勉強についても、非常に影響が大きくなってくる。

子供の教育のためにも、やはり先生が健康な形で教壇に立てる、こういうふうにするべきだということでこだわっているわけです。

どうしてもこだわりますのは、さっきの勤務時間をどう把握しているのか、労働時間の記録は3年間保持する、こういうふうになっておりますが、これは徹底されちゅうのかどうか、勤務時間ですね。こういったものについて、この部分について、再度、お聞きします。

それから、最後の冷房については、現在、未設置のところについて、来年度予算要求することでございますので、これは予算要求して、承認されんとできませんので、教育委員会として予算要求をするということでもありますので、私はそれを受けとめて、この後再質問いたしません。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、避難場所、小学校を防災の拠点とするか、避難場所として徹底するかにつきましては、教育委員会の考えは、小学校はあくまでも子供たちの教育をする場所であると。望ましい教育

環境を提供するという視点で、お話をさせていただいております。

その中で、副次的にといいますと、大変語弊がありますけれども、避難場所がない場合に、提供するということについては、市長部局の判断でありますから、市長部局と協議をしながら、ほかにないというのであれば、そこをもう1階、高くして、そこへ避難できる、津波が済んだ後に、そこで生活するんだとかいう、そういう視点はあろうかと思えますけれども、教育委員会といたしまして、あこを避難のセンターにするんだとかという視点では考えておりませんので、その点はよろしく願いいたしたいと。

教育委員会は、子供の望ましい教育環境を提供すると。その中で、市長部局のほうから、街の安全のために、避難場所のセンターとして、そこを活用したいということであれば、その建物を副次的に、もう1階、2階とか、上に足すということは、あることだと思っております。

それから、多数の意見、主観が入る部分という話がありましたけれども、先ほども申しましたように、多数決で、そこで人数をとって、一つの会、一つの会を進めていたわけではないので、主観が、おまえたちは入るのではないかとされるかもしれませんけれども、先ほど申しましたように、いろいろな、皆さんの意見をちょうだいする中で、多くの方が、我々の提案した意見と同じであろうと感じましたので、そう思いましたので、次の会にもそれを伝えていくと、そういう手法をとらせていただいたと、そういうことであります。

それから、第3番目の登下校の道路整備についての質問でありますけれども、我々は、統合中学校があこに移転した場合には、確かに今の場合と違って、何が違うかといいますと、人数がふえるので、短い時間帯の中で交通量がふえる中で起こるだろう危険を、我々は考えて、も

う少し子供たちが歩く歩道のを広めるという対応をしたのでありまして、現在も防犯灯等、その対応が足りないというのであれば、それは皆さんと、今の松田川小学校の中でも話を進めていかななくてはならないと、協議をしていかななくてはならないと、こういうふうに思っております。

それから、その次でありますけれども、先生の健康、心が健康で、いろいろな会に出席をして、研修をして、子供たちにわかりやすい授業をする、心豊かな、確かな学力を提供するために、先生の心が大事だよという考えは同感であります。

その中で、先ほど、私たちも申しあげましたように、今のシステムは、学校へ先生が来た場合に、出勤した場合に判をつく。それから、退庁するときに判をつくと、こういうシステムで取り組みをしておりますので、何時間おったか、できるだけ管理職がおって、何時間ぐらいで帰った、いう把握をしておりますので、データベースとして、確かに残っておりませんので、現在、そのことによって、先生たちも勤務の把握が、実態が、校長先生がとれないということであって、健康管理、心の健康管理がうまくいかないというのであれば、先ほど申しあげましたように、データベースでしっかり残していく必要がある、そういうことも考えながら、協議をしていくと。先ほど申しあげましたように、協議をしていくということで進めたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほど、説明いただきましたが、やっぱり私は納得できないわけですね。

小学校の、新しい小学校になって、建物ができてからの避難ですが、小学生は山に逃げさす

わけでしょう。新しくなっても。それなのに、街の人は、避難場所として屋上へ上がらずのか、これは教育長のほうの責任ではないことは、十分わかってます。

そこに、ということは、新しい小学校、仮にあそこへ建ったとしても、子供をそのまま、津波が来ることがわかっとして、その学校へおくことはできないというのが、教育委員会の判断だと受けとめとってええわけですね。

新築になったとしても、忠霊塔を含む、周辺の高台へ、高いところへ逃げさすということで、新しい学校は安全で、そういう津波にまで安全ということではないということで、確認させていただきたいんですが、そのことについて、はっきりしたことを言ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

我々は3. 1 1の、大変かわいそうなど言いますか、貴重な体験を十分生かして、より早く、より高台で、想定外を、最近、ずっとこういう言葉が出ておりますけれども、想定外のことを想定する中で、訓練をします。それから、できるだけ、山のほうへ、高いところへ、高いところへ逃げると。これは、3メートル、4メートルだから大丈夫であるということでなくして、できるだけ高く、できるだけ早く避難をするという考えでありますので、建物の上に残って、津波に対応するという考えでは、今、教育委員会はそういう考えではありません。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、説明をいただきましたが、それで教育委員会の考え方はわかりましたので、了解いたします。

なお、教職員の健康管理につきましては、非

常に重要な問題でございますので、今回、初めてこういうことについて、議論させていただきましたが、文部科学省から来ているこの通達ですね。これらにつきましても、現場でいかに実践していくかが大事になってくると思います。特に、国会の中で附帯決議までされて、教職員については、労働安全衛生法が十分守られていないのではないかという心配があって、ああいう附帯決議までされておりますので。

それなのに、全国では休職者があれほど出てくる。そしてまた、自殺者が、教員の自殺者が出てくる。一般教員だけじゃなしに、校長、教頭も含めて、管理職までそういううつ状態での自殺等が出ております。

こういうことを防止し、学校が、建物はもちろんのこと、子供も先生も健全でおれるようにするよう、今後、さらに取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） これにて、一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。

7番、松浦でございます。これより、本議会に提案されました議案についての質疑を行います。

私が今回質疑をするのは、議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

まず、ページ5ページ、第2表債務負担行為補正の追加について、お伺いいたしますが、債務負担行為の補正については5件ほどありますけれども、私が質疑をいたしますのは、宿毛市小筑紫町・平田町・山奈町地域一般廃棄物収集運搬業務委託料についてであります。

この収集業務は、御案内のとおり、平成21年度から実施されております。平成21年度の限度額は800万円以内でありましたが、平成22年度から平成23年度においては、1,960万円以内を限度額といたしておりました。

すなわち、この22年、23年、1年間の委託料は980万円であります。しかし、今回の補正を見ますと、平成24年度から25年度の2年間においては、3,150万円以内を限度額とする提案となっております。

山奈町の収集業務は、新たに加わるとはいえ、1年間にいたしますと1,575万円でありませぬ。これまでの契約額に比べると、約1.6倍となっております。

これまでの質疑の中で、委託料の算定については、これまでのごみの量とか、処理場までの運搬距離並びに人件費及び車両費等を勘案して算出してきたとの説明でございました。

御案内のとおり、山奈地区は、宿毛市では最も処理場に近い地域であります。山奈地区の収集業務が新たに拡大されただけで、なぜこのように委託料が大幅に増加されたのか、その算定根拠についてお伺いいたします。

次は、ページ15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費についてであります。

津波避難道整備工事費として2,479万9,000円が計上されておりますけれども、これ

は東日本大震災を受けて、宿毛市における防災対策の一環として市内8カ所で避難道を整備しようとするものでありますが、工事をしようとする箇所について、お伺いいたします。

あわせて、津波避難誘導灯整備工事費として、150万円が計上されておりますが、これについても、市内で何カ所を整備しようとしているのか、整備箇所を含めてお伺いをいたします。

ページ20ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、15節工事請負費についてであります。

沖の島保育園移転改修工事費として965万1,000円が計上されておりますけれども、沖の島保育園につきましては、平成14年度末をもって休園となっておりますが、平成24年度から再開をするに当たっての工事費であろうかと思っております。

沖の島保育園の再開につきましては、私も非常に強い関心がありました。これまでも一般質問を通じて要望してきた経緯があります。遅きに失した感がいたしますが、ようやく再開されることに對し、地域の方々、特に保護者の皆さんにとりましては朗報であります。大変喜ばれております。

そこで、まず1点目は、沖の島保育園を再開しようとする理由について、今日までの経過を含めてお示しをいただきたいと思っております。

2点目は、沖の島地区における児童数の状況と、今後の見通しについてもお示しをいただきたいと思っております。

3点目は、どのように改修工事をしようとするのか、お伺いをいたします。

これに関連をいたしますので、ページ29ページ、第10款教育費の第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費についてであります。

沖の島保育園の再開とあわせて、小学校が再

開されますことは、大変うれしく思っております。そこで、小学校を再開するに当たり、沖の島小学校改修工事費として340万円が計上されておりますが、工事の内容について、どのように工事をしようとしているのか、お伺いいたします。

児童や先生方が安心して教育環境が整備された場所で教育が受けられることは、大変重要なことであります。保護者の皆さんや地域の皆さんも、望むところだと思います。

私が聞くところによりますと、体育館の雨漏りが大変ひどい状況であります。小学校を再開するに当たり、まず工事をしなければならぬと考えておりますので、お伺いをいたします。

そして、現時点でわかっているならば、教員の配置状況についても、お示しをいただきたいと思っております。

27ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、13節委託料についてであります。

都市防災推進事業設計委託料として、900万円が計上されております。この事業は、中心市街地における避難場所の選定や、広域的な避難経路の選定を行おうとしていますが、このことに対して異論を申すものではありませんが、市民の命や財産を災害から守るとの観点からすれば、この問題は中心市街地に限ったものではなく、全市的な対策が重要であります。

なぜ中心市街地を優先させたのか、お伺いいたします。あわせて、今後の計画について、お示しをいただきたいと思っております。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（松岡博之君） 環境課長、7番議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。5ページ、第2表債務

負担行為補正、追加、宿毛市小筑紫町・平田町・山奈町地域一般廃棄物収集運搬業務委託料3, 150万円以内でございます。

山奈町が加わっただけで、なぜ委託料が1.6倍も大幅に増額されたのかということですが、山奈町が加わったことで、ごみの量が約350トン年間にふえております。それと、ごみステーションの数が24カ所ふえております。

委託料につきましては、人件費が大半を占めておりまして、残りが車両費となっております。人件費で申し上げますと、平成22、23年度には、月に20日出勤する方が2名、10日出勤する方が1名、計3名体制で試算しておりました。

今回、山奈町が加わったことによりまして、4時30分の受入時間に間に合わせるためには、月に20日出勤する方が同じく2名、13日出勤する方が2名、2日出勤する方が2名の6名体制で試算しております。

人数的に申しますと、2倍になるわけですが、2日出勤の方もおりますので、人件費としましては1.7倍となっております。

そして、車両費でございますが、22、23年度は3.5トンのパッカー車1台と、2トンダンプ1台の2台で行ってございましたが、今回、3.5トンのパッカー車が1台ふえまして、その分の車検修理、償却費や燃料代の高騰等によりまして、約1.5倍となりまして、人件費とトータルしますと、議員が言われる1.6倍となっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、ページ15ページであ

ります。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費の15節工事請負費についてであります。

工事場所8カ所について述べよということですので、お答えします。

8カ所については、伊与野、それから内外ノ浦が2カ所、それから大島、それと片島が3カ所、それと樺の8カ所であります。

それから、誘導灯の設置は西町を予定しております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、7番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、20ページ、歳出の第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、15節の工事請負費の沖の島保育園移転改修工事費に係る965万1,000円の増額補正につきまして、御説明させていただきます。

1点目の御質問の沖の島保育園を再開しようとする理由であります。沖の島保育園につきましては、入所児童がいなくなったことを受けまして、平成15年4月1日より休園の措置をとってきた経緯がありますが、四、五年前から、Uターン等によりまして、島に帰ってくる若者がふえ、平成21年10月からは、子供から高齢者の交流拠点施設としまして、沖の島あつたかふれあいセンターが弘瀬に開所したことによりまして、現在、4名の児童があつたかふれあいセンターを利用しております。

ただ、あつたかふれあいセンターにつきましては、保育所としてではなく、子供の一時預かりの場としての施設でありまして、以前から保護者の方を中心に、保育資格のある経験者のも

とで子供を預かってもらいたい、年齢に合った保育を受けさせたい、島外同様に、保育園に通わせたいとの強い要望がありました。

次に、沖の島地区における児童数の推移についての御質問であります。現在、あったかふれあいセンターに4名の児童が通所しております。このうち、1名が来年の4月から沖の島小学校に入学する予定になっておりますが、今年度末までには、2名の児童が入所対象年齢の1歳3カ月に到達し、24年度におきましては、5名の児童が入所対象児童となります。入所対象となります。

また、来年度中、24年度中には、2人のお母さんが出産を控えている状況にありまして、児童数の推移としましては、現状での予測になりますが、25年度以降3年間ぐらいは、6名とか7名ぐらいで推移するものと見込んでおります。

続きまして、改修工事の内容につきましての御質問であります。

まず、沖の島保育園の再開場所につきましては、現在、先ほども申し上げましたが、沖の島あったかふれあいセンターを利用している4名のうち、1名の子供さんが、4月から沖の島小学校への入学を予定していることから、子供や保護者等から、できれば沖の島の小中学校の施設におきまして、小学校と保育園の課程を一緒に受けさせたいとの思いが強くなりまして、保護者等からの要望を受ける中で、今回、沖の島小中学校の1階部分を保育園用施設として改修をさせていただくことになりました。

工事内容につきましては、保育室2部屋のクッションフロア張りかえ工事や、児童用トイレへの改修工事等、小中学校の1階部分の改修工事費としまして415万1,000円と、学校施設への進入道路は、経年劣化等によりまして、穴があいたりとかしてありまして、通行に支障

を来すことから、コンクリート舗装の工事費としまして、550万円の合わせて965万1,000円の補正予算を計上しようとするものであります。

事業費965万1,000円に係る財政措置といたしまして、辺地債の対象事業となることから、辺地債の充当率95%の914万円を借入限度額といたしまして、6ページの地方債の補正のほうに、保育施設整備事業としまして、追加計上をさせていただいております。

なお、この借入金の元利償還金に係る80%が、普通交付税として算入されることとなっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、7番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。29ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費の15節工事請負費でございますけれども、そのうち、沖の島小学校改修工事費340万円の内容についての御質問をいただきました。

議員御指摘のように、平成22年度から休校中でございました沖の島小学校が、平成24年4月に再開をされるに伴いまして、これも議員御指摘ございましたように、体育館の雨漏りが大変ひどい状況でございます。その体育館の屋根を、428平米でございますけれども、修繕をしたいということで、282万3,000円。

それから、学校再開に伴いまして、2階部分のカーペットの張りかえでございますとか、窓の修繕、それから床の修繕等で57万7,000円、合計340万円を計上させていただいて

おります。

それから、教員の配置状況についても御質問いただきました。

教員の配置状況につきましては、現在、県の教育委員会のほうにおいて協議がされ、検討がなされておりますので、今現在は明確になっておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、松浦議員の議案質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）でございます。

ページ27ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、第4目都市再生整備事業費、第13節委託料900万円についての御質問でございます。

この事業につきましては、この予算の名前のとおり、国土交通省都市・地域整備局 都市・地域安全課 都市地域防災対策推進室が事業を立ち上げております事業の一つでございます。今回のこの事業の名称、ここに推進事業として書いてありますが、災害危険度判定調査という名前の委託でございます。

そのほか、住民等のまちづくり活動支援事業であるとか、地区公共施設等整備とか、6項目にわたる事業のメニューがございます。その中で危険度判定調査というものを、今回、予算計上させていただいております。

まず、先行した理由についてでございますが、この名前のとおり、今現在、宿毛市におきましては、中心市街地活性化策の中で、道路整備等につきましては、防災事業として道路整備を行っている関係もございまして、今後の整備を進めていくに当たりまして、今回計上しております調査によりまして、危険地域を明確化するこ

とによりまして、効率的な取り組みをしようと考えております。

今後につきましては、全域的な部分の取り組みが、各省庁から提示されるごとに、こういった部分を取り上げてやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、先ほどの松浦議員の質疑の中で、工事箇所8カ所のうち、私、伊与野と内外ノ浦2カ所というふうに答弁いたしました。正確には伊与野が2カ所、内外ノ浦は1カ所でございます。

申しわけありません、訂正させていただきます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

それでは、ごみ、一般廃棄物の処理費の関係での質疑を行いたいと思っております。

まず1点目、ひとつ、これ、委託先の選定方法について、どのように考えておられるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

そして、避難道の整備工事の関係についてでありますけれども、先日、貝塚地区も行われましたけれども、総務課の危機管理係を中心にして、地区住民との避難対策等について、懇談会を実施をし、その地区の実情に合わせた避難対策等について、具体的な話し合いが、今、もたれております。

その中で、それぞれの地区から避難道の整備とか、誘導灯の整備について、いろいろ、たくさん要望が出てくるんだと思いますが、今後、どのように進めようと考えておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

それと、こういう、全般にもわたるわけですが、工事を実施するに当たっての業者の

選定方法及び入札方法等について、どのように考えておられるのか、お示しをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（松岡博之君） 環境課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、ページ5ページ、第2表債務負担行為補正追加、宿毛市小筑紫町・平田町・山奈町地域一般廃棄物収集運搬業務委託料3,150万円の委託先の選定方法ということでございますが、委託の選定方法につきましては、指名選定委員会に図りまして、その後、指名競争入札を考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、松浦議員の再質疑にお答えをいたします。

今後、どのようにこういった避難道の整備であるとか、誘導灯の整備を進めようとしておられるのかという質問。それから、工事を実施するに当たっての業者選定、それと入札方法についての質問であったと思います。

私も総務課危機管理係として、10月、11月に市内各地、これは主に津波の避難が想定されておる沿岸部を中心に行いましたが、ここでも出されたさまざまな要望を、御承知のように、国のほうも第3次の補正予算におきまして、防災減災のこういった予算を大幅に組んでますので、県を通して、我々もこういった避難道の整備であるとか、誘導灯の設置事業であるとか、避難所の整備であるとか、こういったものに対して、積極的に手を挙げていきたいと。それによって、次年度以降、計画的に整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、工事を実施するに当たっては、こ

れは当然のことでありまして、ただいま環境課長も申しましたように、建設工事指名業者選定委員会の規定がございます。この規定に沿って、我々は事務をしていきたいと。当然のことでありまして、そのように考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 教育委員会に、ちょっと確認をさせてもらいたいんですけども。

今の沖の島の小中学校で、保育園と小学校を、事業を行うということであります。

そしたら、1階部分は保育園で、2階に職員室を含めて、2階部分は小学校として使うという計画なのか、確認をさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、7番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

福祉事務所のほうと協議をいたしまして、1階部分、入学する生徒児童が1名でございますので、1年生の教室は1階部分に、我々もとりたいたいと思っております。

それから、保育園の使う部屋として2部屋、それ以外に、1階に特別教室、理科室とかございますけれども。

あとは保育園の先生方の、保育士の部屋を1部屋確保して、2階部分については、教育委員会のほうで使用させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） いろいろ御説明をいただきました。

これで私の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで

休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、質疑を行います。

初めに、議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

ページ14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市みんなで備える防災対策補助金376万5,000円についてであります。

現在、自主防災地区は69地区、そして組織率が84.34%となっておりますが、この予算によりまして、何地区ふえて、組織率は何%になるのか、お伺いしたいと思っております。

続きまして、同じくページ26ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費、13節委託料、境界測量業務委託料200万円についてであります。

この測量については、どこの土地を測量を行うのか、具体的なところをお伺いしたいと思っております。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）のページ14ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費の19節負担金補助及び交付金376万5,000円の箇所と、それから自主防災組織の組織率についての質問であったと思っております。

今回、計上しておりますのは、9地区で376万5,000円を予定しております。

なお、当初予算におきまして、3地区を計上しておりますので、地区総数としましては、81地区で、組織率は91.01%になるかと思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、岡崎利久議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）でございます。

ページ26ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、13節委託料200万円の内容でございます。

この測量業務につきましては、流域を押ノ川、中山、寺山、寺尾地区とする国道56号の南側を並行して流れておりますやいと川が、中筋川と合流する直前であります東中学校西側に、高知県が堤防整備を、今、実施しようとしております。これにあわせまして、現在の道路を堤防に沿わせ、通行の利便性の向上を図ろうと考えておりまして、スムーズな事業実施を行うために、関係する土地の測量調査を実施しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 済みません、1点だけ訂正のほどをお願いしたいと思っております。

初めに、ページ14ページ、第2款と申しましたけれども、その点、15ページの誤りでしたので、15ページというふうに訂正をお願いしたいと思います。

宿毛市みんなで備える防災対策補助金376万5,000円については、先ほど、担当課長のほうから説明をいただきまして、今回、9地区、当初で3地区、全体で81地区にふえ、防

災組織率のほうも91.01%と、90%の
大台を超えるようでございます。

残りまだ約9%弱の地区が残っているかと思
いますけれども、この点、早急に対処して
いただくようお願いをいたしたいと思っ
ております。

以上で、私の質疑のほうは終わらせて
いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、質疑を行います。

2名の同僚議員の質疑によりまして、お
おむね理解はできたんですけど、2点お聞
きしたいと思えます。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般
会計補正予算についてであります。

5ページ、第2表債務負担行為補正の中
の宿毛市業務システム（クラウド型）使
用料、平成24年度960万2,000円以
内。これについて、どのようなシステム
なのか。そして、どのような効果があ
るのか。

契約を23年度中に実施しなければならない
理由をお聞かせ願いたい。

次に、25ページ、第6款農林水産業費、
第3項水産業費、2目水産業振興費、1
9節負担金補助及び交付金の宿毛市種
子島周辺漁業対策事業費補助金405
万円についてであります。

この事業について、説明を願いたい。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（山下哲郎君） 企画課長、
今城議員の質疑にお答えします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市一般
会計補正予算（第8号）、5ページ、第
2表債務負担行為補正、宿毛市業務シ
ステム（クラウド型）使用料960万2,
000円以内について、御説明いたし
ます。

現在の宿毛市の電算業務システムは、
BCP業務継続計画の安全性の観点から、
また共同使

用による経済的な観点からしても、サ
ーバーを庁舎外に置いて、四万十市や
大月町など、県下数団体で共同利用
するクラウド型に、来年度より順次移
行する予定でございます。

このため、今回、介護保険と住民基本
台帳の法改正にあわせて改修するシ
ステムは、来年度、すぐに再度の改修
をするなど、二度手間が無駄な経費を
かけることのないよう、先行してクラ
ウド型に移行させておく必要があると
考えています。

したがって、平成24年4月1日から、
これらのシステムを稼働させ、住民サ
ービスを改修するためには、平成23
年度中に契約を締結する必要があります
ので、債務負担行為補正を計上させ
ていただきましたので、よろしくお願
いいたします。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業
振興課長、4番、今城議員の質疑に
お答えいたします。

議案第1号別冊、平成23年度宿毛市
一般会計補正予算（第8号）、25ペ
ージ。

第6款農林水産業費、第3項水産業
費、2目水産業振興費、19節負担金
補助及び交付金の宿毛市種子島周辺
漁業対策事業費補助金405万円の
内容についての質疑でございますが、
現在、すくも湾漁協の田ノ浦中央市
場には、漁獲物を保存するための冷凍
冷蔵施設がなく、漁獲物の一時保管
や、加工用原魚を保管するための機
能を有していないため、今回、全額
補助の種子島周辺漁業対策事業費補
助金を導入し、整備しようとするも
のでございます。

冷凍冷蔵施設の実施設計書作成業務
についての補助金でございます。

冷凍冷蔵施設の概要としましては、
マイナス2度Cの冷蔵施設、これが
約97平米、マイナス25度Cの冷凍
施設が約71平米、急速冷凍

庫が約13平米、機械室1室、キュービクル1基となっております。

平成24年度には、この同じ補助金を導入し、本体工事に着手する予定としておりますが、この事業を実施することにより、水揚げされた水産物の高鮮度管理が可能となることから、販売力の強化と魚価の向上、漁業者の所得の増大が図られ、また漁協経営も安定が図られるものと期待しております。

なお、歳入につきましては、ページ11ページ、県支出金に水産業費補助金として、同額を計上しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 再質問を、少しさせてもらいます。

クラウド型の宿毛市業務システムということで、おおむね理解はできたんですけど、コスト面で今までよりクラウド型にすることによって、どういうメリットがあるのか、できれば答えていただきたいと思います。

それから、種子島周辺の冷凍冷蔵庫の件ですが、新規事業調査票によりますと、古満目と片島と田ノ浦の3カ所で市場を運営していたが、遅くとも平成23年度中には旧の市場を統合して、すべての漁獲物を田ノ浦の中央市場に集約する計画であると書いておりますが、この点について、そのとおりにいくのかどうか、お聞かせ願いたい。

そして、来年度建設工事に、約1億円ぐらいかかるということなんですけれども、来年度もこの予算で執行できるのか。それから、その冷凍設備について、よくCAS冷凍ということを言う方がおられますけれども、今回、これはCASなのか、CASでないのかお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（山下哲郎君） 企画課長、今城議員の再質疑にお答えします。

経費の面では、それぞれ幾つかの団体が共同で使用しますので、例えば法改正があったときに、庁外のサーバー一つを対処すればよくなりますので、その団体数に応じて、均等割とか人口割とか基準財政需要額で案分になるかどうかは思っておりますが、安くなることだけは確実にございます。

多くの団体が、同じシステムを使うほど安くなるというふうに考えておりますけれども、予算を確保した後、今後、皆様との協議になりますので、どれぐらい安くなるということについては、今、申し上げることはできませんが、確実に経費の面で節減できるということでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 今城議員の再質疑にお答えいたします。

集約できるのかとの話ですが、おそらく3月末までには、集約できるものと考えております。

そして、来年度も、この同じ補助金を使いまして、施行する予定でございます。

そして、CAS冷凍ではないのかということですが、今回については、CAS冷凍ではございません。通常の冷凍施設です。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 理解できました。以上で質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第3「議案第15号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、追加提案いたしました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第15号は、平成23年度一般会計補正予算でございます。

総額で4,500万円を増額しようとするものです。内容につきましては、平成22年度から平成25年度の事業として実施しています、幡多西部消防組合の消防庁舎建設事業に伴う財源などの変更及び基礎杭の打設工事の予算計上によるものです。

本事業につきましては、本年度は当市から幡多西部消防組合が実施する建設費の前払金といたしまして、現在、3,000万円を計上しまして、議会の承認をいただいているものでございます。

トータル金額では、消防組合として起債を2,000万円充てておりますので、5,000万円を計上しているところでございます。

現在、計画中の消防庁舎は、当初から災害時の拠点施設にも使用できるよう、計画をしております。関係機関との協議を重ねる中で、防災拠点施設として活用できる部分は、国の社会資本整備総合交付金の交付が受けられることが判明をいたしました。

防災拠点施設として認められる箇所は、備蓄倉庫、避難所など、建設面積の約49%に当たります。

社会資本整備総合交付金の交付率は、2分の1でございますが、今年度の予算枠は交付金で900万円となっております。事業費に対しての2分の1とはなっていませんが、来年度以降は対象事業費の2分の1を申請できる見込み

となっております。

また、当初から建設費を財源の一部として、本年度までの活用期間として限定されている定住自立圏構想推進基金を活用することとしております。その残高が約3,000万円弱、これは平成23年3月31日現在で2,934万6,000円でございますが、本年度中に支払いを終えないと、基金残額については国へ返還となる見込みでございます。

したがいまして、基金の財源を有効活用して、市の財政負担額を少なくするためには、早急に工事を発注する必要がありますので、本予算議案を提出いたしました。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、15分間休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時35分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

ただいま追加で出されました議案第15号について、質疑を行いたいと思います。

今回、きょう付で議案提案をされました15号の消防庁舎の基礎杭の打設工事予算についてでございますが、どういう理由できょう付の議案提案になったのかについての経緯を、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）。

今回、追加で提案した理由についてですが、先ほど、市長の提案理由の説明にも述べましたように、この22年から25年にかけて建設予定の消防庁舎に、防災センター機能を兼ね備えることによって、社会資本整備総合交付金が対象となるということが、この第8号の補正予算を計上した後にわかりまして、急遽、我々としても作業を行い、追加で計上をしたものであります。

それまでに、我々が本来、もう少し深めて勉強しておくべきでしたけれども、その部分、抜かっておったことにつきましては、率直におわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑を行います。

先ほど、市長からの提案理由の説明の中でもありましたが、今回、900万を予算をしておりますが、消防防災センターの国支出金として900万が計上されているわけですが、本来であれば、今回の事業の中で、どれだけの、2分の1補助であれば、どれだけの、本来、補助があったのかということについて、まずお聞きをしたいと思います。

それと、この防災センターということについては、市としては、議会の中でも、これまでも質問の中でもあったと思うんですが、防災センター機能を持つ施設として、消防庁舎を考えていなかったのかということについて、お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、寺田議員の再質疑にお答えをいたします。

今年度執行した場合の本来の交付金額について、まずお答えいたします。

今年度の事業は、総額で事業費7,500万円を見込んでおりまして、そのうち防災センターとして認められる部分が約49%、面積案分すると、約49%。したがって、3,675万円が事業費として対象になる。その2分の1ですから、金額にしましては約1,830万が交付対象になるものというふうに考えます。

今回は、県の予算の配分の都合で900万ということになっておりますが、ただ、この部分につきまして、この交付金の性格につきましては、社会資本整備の総合交付金ということで、従来の単独事業に対する補助金とは違いまして、融通がつくと。それぞれの枠の中で、融通がつくということですから、私としましては、例えば他市町村において、執行できなかった、そういった事業費が宿毛のほうにいただけるのではないかと、これは財政担当として、希望的な観測も含まれておりますけれども、そういったことも考えております。

それから、当然のことながら、入札によって事業費そのものが減額になるというようなことなんかも考えておりますので、率としては、もう少し、この900万は固定ですので、定額ですので、もう少し補助率としては上がるのではないかとというふうに考えます。

それと、当初から防災センターの機能は、考えてなかったのかという御質問だったかと思いますが、防災センターといいますか、消防庁舎の中に、そういった避難場所であるとか、備蓄倉庫というものは当初から予定しておりますので、事業内容そのものは、今回変わるものではありません。

そういったところを、防災センター機能として、国のほうに届けることによって、この交付金が該当するというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑を行います。

続きまして、建設費の財源として、2,934万円の定住自立圏構想推進基金の活用ができるということではありますが、この基金は、22年、3年で使い切ってしまうなければならない基金であるというふうに思っていたんですが、その点でいえば、24年3月31日までに支払いを終えないといけないという説明でございましたので、そのとおりにかと思うんですが、本来、そうであれば、この計画自体が、当初は前払金として計画していたようですが、もうちょっと予算の出し方について、こういう追加議案で出してくるのでなくて、やり方があったんじゃないかとずっと思うんですが、こういうこと、ここ何年間かはこういう追加議案であったり、きょうここで決めなければいけないという予算の出し方が、結構多かったというふうに思うんですが、その点でこの予算の出し方について、非常に私は不満に思うところがあります。

それで、今回、社会資本整備総合交付金というのを、例えば来年度の24年度予算でやって、一括の工事費でやるのと、今回、この3,000万弱の予算を執行するために、分割でというか、工事を今回、基礎杭だけやっていて、来年度以降、本体工事をやるのとで差が出てくるのかということについて、説明ができればお願いしたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長。社会資本整備の総合交付金を、来年度の24年度の事業から適用するのと、それから、今、提案しておる23年度から導入する、適用することの違いについての御質問かと思いますが、現在の、この消防のほうで計画をしておるのは、説明しましたように、24年度から事業着手する部分

についての、23年度予算は、前金払いとしての執行を予定しております。

したがって、この事業では、こういった防災センターの名称が入っていませんので、社会資本整備の総合交付金、こういったものを24年度から使うためには、またそれなりの手続きが要ります。

単純に言いますと、24年度以降に予定しておった基礎杭の打設工事を、23年度中に行うことによって、交付金が900万、今現在では900万が確実に交付されるということですから、それだけでも十分、メリットがあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 金額的な部分、よくわかりにくい、今後の部分でわかりにくいところもあるんですが、今回、この議案を審査し、可決された場合に、今後のスケジュール、どういう形で進めていって、この年度内にどこまで事業を進めるのかということについて、お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、寺田議員の再質疑にお答えします。

今回のこの基礎杭の打設工事は、杭が43本、長さが19メートルの杭が32本と、17メートルの杭が11本、それぞれ打設しようというものです。

したがって、この設計ができましたならば、縦覧期間を約2週間設けて、その後において指名選定委員会によって、業者を決定し、それから工事に着工するということですので、我々としては、できるだけ早い段階で、こういった作業に入りたい。

できれば、もう1月中旬から下旬には、こうした工事に入れるようにしたいわけですがけれど

も、縦覧期間であるとか、指名選定のそういった作業が要りますので、できれば1月下旬には着工し、年度内に工事は完了したいと。それによって、先ほども言いました基金も、2,930万の基金についても、今年度中に執行ができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑を行います。

今の総務課長の説明でいくと、この議決を受けて、縦覧期間を設けて、1月中旬から下旬にかけての事業発注、年度内に杭打ちの作業は完了して、支払いができるというスケジュールで進むということによろしいんですか。

その確認だけをして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、寺田議員の再質疑にお答えします。

今、寺田議員がおっしゃったとおりですので、もう反復は省略します。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

本日議題となりました「議案第1号から議案第15号まで」の15議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月13日から12月16日まで及び12月19日は休会いたしたい

と思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、12月13日から12月16日まで及び12月19日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月13日から12月19日までの7日間は休会し、12月20日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時54分 散会

議案付託表

平成23年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (10件)</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第15号</p>	<p>平成23年度宿毛市一般会計補正予算について 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第12号 議案第13号 議案第14号</p>	<p>辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 財産の取得について 財産の取得について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (2件)</p>	<p>議案第10号 議案第11号</p>	<p>指定管理者の指定について 指定管理者の指定について</p>

平成23年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第16日（平成23年12月20日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第15号まで

（議案第1号から議案第15号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第1号外3件

第3 委員会調査について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第15号まで

日程第2 陳情第1号外3件

日程第3 委員会調査について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次長兼調査係長 朝比奈淳司君

議事係長 田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君

副市長 岡本公文君

企画課長 山下哲郎君

総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	乾均君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第15号まで」の15議案について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（寺田公一君） 予算決算常任委員長、おはようございます。

本委員会に付託されました予算議案10件について、審査の報告をいたします。

今回提案された予算議案は、議案第1号から議案第9号までの平成23年度一般会計及び各特別会計の補正予算並びに追加提案されました議案第15号、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）の10議案であります。

分科会での分割審査、全体委員会での審査の結果、本委員会に付託された議案10件については、いずれも原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

なお、議案第15号につきましては、平成22年度から平成25年度の事業として実施しております幡多西部消防組合の消防庁舎建設事業に伴う財源等の変更及び基礎杭の打設工事の予算計上によるものであります。

審査の過程において、会期中での提案となった理由については、消防庁舎のうち、防災拠点施設として活用できる部分は、都市防災総合推進事業の社会資本整備総合交付金が受けられることが、議会初日の議案提出後に判明したことにより、追加提案となった点、また、事業実施を急ぐ理由としては、今年度中に事業完了すれば、交付金900万円が受けられること、また、建設費の財源として、定住自立圏構想推進

基金を活用する計画であるが、平成23年度末までに執行しないと、国庫へ返納しなければいけなくなることを考慮すると、基礎工事を分離発注して、年度内に事業実施したほうが、宿毛市にとって有利であると判断した点。新消防庁舎建設予定地の浸水予想については、現在の浸水予想地域には入っていないものの、3月11日の震災を受けて、見直しをしているところであり、新しいシミュレーションは示されていない。

現在の高知県の浸水シミュレーションの1.5倍、中央防災会議の2倍で想定し直し、同時に地盤沈下をすることも加味すると、二、三十センチの浸水が想定されるなど、執行部から丁寧な説明を受けました。

慎重に審査したことをつけ加えて、審査の報告といたします。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました議案第12号から第14号まで、3議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第12号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、平成23年第3回定例会において、予算議決した鶴来島辺地の渡船施設、定期船待合所の整備について、高知県との協議が整ったので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第13号及び第14号は、いずれも財産の取得についてであります。

初めに、議案第13号は、宿毛市土地開発公社保有土地購入事業として、宿毛市新港674-25の地積1万7,710平米を、4,42

1万6,895円で購入すること。

また、議案第14号は、同じく宿毛市土地開発公社保有土地購入事業として、宿毛市大島字轟318ほか30筆、地積9,547平米を1億1,116万8,065円で購入することについて、宿毛市土地開発公社理事長との間で仮契約が締結できたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会議決を求めるものであります。

以上、3議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。本委員会に付託されました議案第10号及び議案第11号の審査結果について、御報告をいたします。

本件につきましては、いずれも指定管理者の指定についてであります。

初めに、議案第10号は、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、宿毛サニーサイドパークの指定管理者として、社団法人宿毛市観光協会を指定するものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で、委員からは、管理者としてトイレなどの施設管理をしっかりとすべきであるとの意見が出されました。

続いて、議案第11号は、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、宿毛市中央デイケアセンターの指定管理者として、社会福祉法人宿毛福祉会を指定するものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に

審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で、委員からは、募集方法、募集期間、市内・市外業者の参加の可能性、対象事業者数についても質問があり、担当者から、募集方法としては、ホームページを使用した。募集期間については、2週間であった。宿毛市内に業者、または営業所があれば市外業者も応募できる。対象事業者については、現行サービスを提供できるのは市内では2社程度だと思われるとの回答がありました。

さらに、委員からは、募集期間について、2週間では短かったのではないかとの質問があり、担当課からは、事業着手が遅かったため、募集期間が短くなったとの回答がありました。

以上、委員会に付託されました議案2件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第15号まで」の15議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第15号まで」の15議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第1号外3件」の4件を一括議題といたします。

これより「陳情第1号及び陳情第5号並びに陳情第6号」の3件について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託をされました「陳情第1号及び陳情第5号並びに陳情第6号」についての審査結果の御報告をいたします。

初めに、陳情第1号は、西町五丁目の市道建設についてを御報告いたします。

本件は、現在、土地所有者の好意により、西町の住民が生活道として利用している民有地を、市が買い取りをして市道として整備してもらいたいとの内容であり、本年第2回定例会からの継続審査となっている陳情であります。

審査に当たりましては、現地視察や担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をしてまいりました。

審査の結果、現状では市が当該用地を買い上げてまで市道建設をすることは困難であるとの認識で一致しましたが、当該用地の権利関係など、地区住民の努力では解決困難な問題があることや、防災面の必要性などを考えると、地区住民にとって必要不可欠な道路であることも、十分に理解できるとの意見が出され、全会一致をもちまして、趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第5号は、西町五丁目の避難所の垣根撤去についてを御報告いたします。

本件は、西町地区の避難所として、西町五丁目の運動公園下段広場を指定したことに伴い、

その中央部に設置されているツツジの垣根が通行の障害になるため、これを撤去して、安全なスペースを確保していただきたいとの陳情であります。

本件につきましても、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査してまいりましたが、平成4年ごろ、公園設計時に地区の要請を受けて、ゲートボール場と垣根をつくった経過があることや、周辺の環境を見た場合、他にも避難可能な場所がある中、垣根の撤去の緊急性は低いとの意見もあり、採決の結果、賛成多数をもって不採択すべきものと決しました。

最後に、陳情第6号、西町五丁目の避難所における避難施設の建設についてを御報告いたします。

本件につきましては、西町地区が避難所として西町五丁目の運動公園下段広場を指定したが、当該用地は避難所としての標高、広さが十分であるものの、屋根一つない広場なので、雨露をしのぐことができない。については、避難施設を建設して、雨露をしのぐことのできるようにしていただきたいとの陳情であります。

本件につきましても、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をいたしました。

審査の過程で、現在、市内各地域で避難施設の必要性が検討されている状況を考慮すれば、全市的な計画との整合性を考えるべきであるとの認識で一致したものの、近い将来、発生が予想される南海地震を踏まえれば、避難施設の建設を希望する地区住民の思いは十分に理解できるとの意見が出され、採決の結果、賛成多数をもって趣旨採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第1号及び陳情第5号並びに陳情第6号」の3件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第1号及び陳情第5号並びに陳情第6号」の3件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第4号」については、産業厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付い

たしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 市長。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月5日に開会いたしました今期定例会、議員の皆様方におかれましては、開会以来、連日御熱心に御審議をいただきまして、御提案申しあげました全議案を、原案どおり決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

私ごとでございますが、皆様御存じのとおり、この12月25日をもって2期8年間務めました市長を退任することとなりました。

この間、一貫してふるさと宿毛を全国に発信して、市民のため、宿毛市のために全力を投入してまいりました。そして、公平、公正に市政を運営してまいったつもりでございます。

道半ばでございますが、いささか心残りもございしますが、市民の選択を淡々と受けとめておる状況でございます。

申し述べたいことは多々ございますが、時間の制約もございますので、それはさておきまして、今日まで私を支えて職務を遂行してくれました職員、そして御支援、御協力を賜りました皆様方に心から感謝を申し上げます。まことに

ありがとうございます。

ことしも残りわずかになりましたが、市民の皆様におかれましては、どうか御健康に留意されまして、すばらしい新春を迎えられますよう、また宿毛市のますますの御発展を御祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中平富宏君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成23年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

宿毛市議会副議長 野々下昌文

議員 浦尻和伸

議員 寺田公一

平成23年12月16日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 1 号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 2 号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3 号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4 号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5 号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6 号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7 号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8 号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9 号	平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第15号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当

平成23年12月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第12号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第13号	財産の取得について	原案可決	適 当
議案第14号	財産の取得について	原案可決	適 当

平成23年12月14日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第10号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第11号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当

平成23年12月14日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 1 号	西町五丁目の市道建設について	趣旨採択	趣旨妥当
第 5 号	西町五丁目の避難所の垣根撤去について	不採択	不 適 当
第 6 号	西町五丁目の避難所における避難施設の建設について	趣旨採択	趣旨妥当

平成23年12月14日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第 4号	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成23年12月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年12月14日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
(2) 商工業の活性化対策状況について
(3) 観光産業の振興対策状況について
(4) 市道の管理状況について
(5) 環境、保健衛生の整備状況について
(6) 下水道事業の運営管理状況について
(7) 保育施設の管理状況について
(8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年12月16日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成23年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	8番 浅木 敏君	1 教育行政について（教育長） （1）学校再編について （2）教育環境の改善について ア 教職員の健康保持について イ 学校への冷房設備設置について

平成23年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成23年第3回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成22年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 2 号	平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 3 号	平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 4 号	平成22年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 5 号	平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 6 号	平成22年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 7 号	平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 8 号	平成22年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 9 号	平成22年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第10号	平成22年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第11号	平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第12号	平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第13号	平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第14号	平成22年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 5日	認 定

議 案（平成23年第4回定例会提出）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 2 号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 3 号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 4 号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 5 号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 6 号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 7 号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 8 号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 9 号	平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について	12月20日	原案可決
第10号	指定管理者の指定について	12月20日	原案可決
第11号	指定管理者の指定について	12月20日	原案可決
第12号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	12月20日	原案可決
第13号	財産の取得について	12月20日	原案可決
第14号	財産の取得について	12月20日	原案可決
第15号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	12月20日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	西町五丁目の市道建設について	12月20日	趣旨採択
第 5号	西町五丁目の避難所の垣根撤去について	12月20日	不採択
第 6号	西町五丁目の避難所における避難施設の建設について	12月20日	趣旨採択